

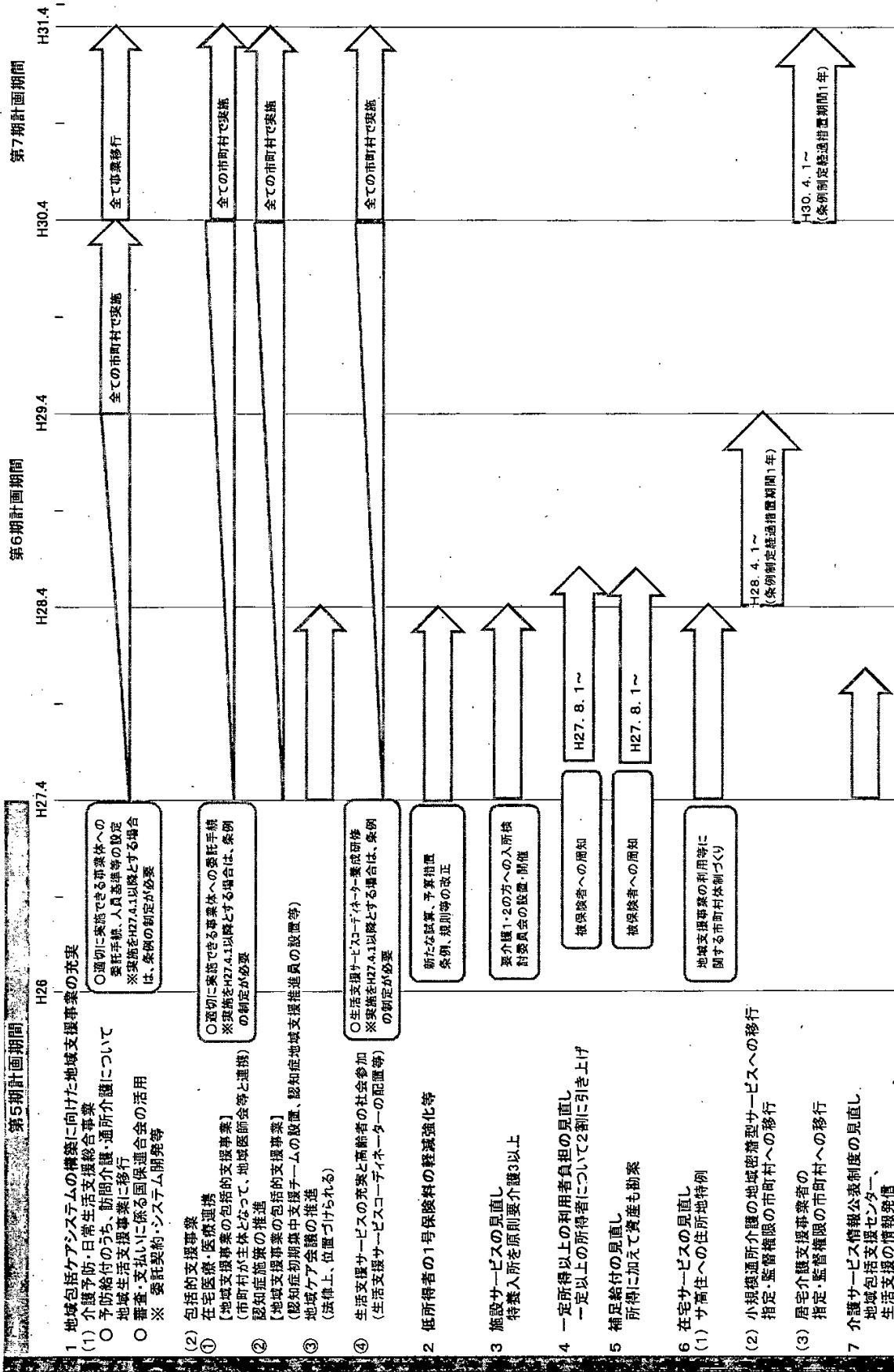
資料2

第6期計画策定のスケジュール
と
介護保険制度の見直しについて

第6期 室蘭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画スケジュール

平成26年	3月	策定協議会委員の市民公募
	4月	策定協議会委員の選出
	5月	第1回 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会 (第5期計画の進捗状況、第6期計画の策定スケジュール、各種調査について) 委託業者の公募
	6月	委託業者の選定、契約
	7月	ニーズ調査のための準備(調査票の作成、調査対象者の抽出等) 調査票の発送 ・室蘭市日常生活圏域ニーズ調査 ・室蘭市介護保険サービス利用意向調査 ・特別養護老人ホーム入所申込状況調査 ・介護保険サービス等提供量調査
	8月	調査票回収、調査集計・分析
	9月	↓
	10月	第2回 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会 (各種調査の集計・分析結果、第6期計画の方向性)
	11月	
	12月	第3回 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会 (第6期計画(素案)について) 議会報告(11)
平成27年	1月	第6期計画(素案)に関するパブリックコメント募集
	2月	第4回 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会 (第6期計画(案)について)
	3月	議会報告(第6期計画(案)について)

介護保険制度の見直しのスケジュール



介護保険制度の見直しの概要

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案（平成26年第186回国会（常会）平成26年2月12日提出）

項目	現行制度	改正内容	施行日（実施時期）																				
1 地域支援事業の見直し（要支援者に対する支援）（第1115条の45等）	<p>1 介護予防事業（介護予防・日常生活支援総合事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○二次予防事業 ○一次予防事業 <p>2 包括的支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センターの運営 ○介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利委譲業務、ケアマネジメント支援 <p>3 任意事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の実情に応じた事業 ○介護給付適正化事業、家族介護支援事業、その他の事業 <table border="1"> <thead> <tr> <th>国</th> <th>都道府県</th> <th>市町村</th> <th>1号保険料</th> <th>2号保険料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護予防事業</td> <td>25%</td> <td>12.50%</td> <td>12.50%</td> <td>21%</td> </tr> <tr> <td>包括的支援事業</td> <td>39.50%</td> <td>19.75%</td> <td>19.75%</td> <td>21%</td> </tr> <tr> <td>任意事業</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>○事業規模：給付見込額の3%以内（うち介護予防事業・その他の事業とも2%以内）</p>	国	都道府県	市町村	1号保険料	2号保険料	介護予防事業	25%	12.50%	12.50%	21%	包括的支援事業	39.50%	19.75%	19.75%	21%	任意事業	-	-	-	-	<p>改正内容</p> <p>1 介護予防・日常生活支援総合事業</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 介護予防・生活支援サービス事業 <ul style="list-style-type: none"> ○訪問型サービス ○通所型サービス ○生活支援サービス（配食等） ○介護予防支援事業（ケアマネジメント） (2) 一般介護予防事業 <ul style="list-style-type: none"> ○すべての高齢者が利用する体操教室等の普及啓発等 ○包括的支援事業 ○在宅医療・介護連携の推進（市町村が主体となって連携） ○認知症施策の推進（認知症初期集中支援チームの設置等） ○地域ケア会議の推進（法に位置づけ） ○生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加 3 任意事業 <p>○事業費の上限は、当該市町村の予防給付から移行する訪問介護、通所介護と予防事業の合計金額を基本にしつつ、当該市町村の後期高齢者数の伸び等を勘案して決定。その上限を超える場合は個別に判断。</p>	<p>施行日：H27年4月1日</p> <p>すべての市町村で実施→H29年4月</p> <p>すべてを事業移行→H30年6月末</p> <p>※実施をH27.4.1以降にする場合は、条例の制定が必要</p> <p>①④すべての市町村で実施→H30年度</p> <p>※実施をH27.4.1以降にする場合は、条例の制定が必要</p>
国	都道府県	市町村	1号保険料	2号保険料																			
介護予防事業	25%	12.50%	12.50%	21%																			
包括的支援事業	39.50%	19.75%	19.75%	21%																			
任意事業	-	-	-	-																			
2 第1号保険料の軽減措置（第124条の2）	<p>標準6段階</p> <p>第1段階：5割軽減</p> <p>第3段階：2.5割軽減</p>	<p>標準9段階</p> <p>第1段階：7割軽減</p> <p>特例第3段階：5割軽減</p> <p>第3段階：3割軽減</p>	<p>施行日：H27年4月1日</p>																				
3 特養の利用対象者（第8条第21項）	<p>要介護1～5</p>	<p>○中重度者（要介護3～5）</p> <p>※既入所者は除く。また、要介護1～2でも一定の場合には特例的に入所を認める。※基準は省令・ガイドラインに委任</p> <p>一定以上の所得者について2割引き上げ</p> <p>※基準は政省令に委任（合計所得金額160万円以上（年金収入280万円））</p> <p>所得に加えて資産も勘案</p> <p>預貯金等（自己申告を基本とし、偽り・不正行為があった場合、加算金を徴収）</p> <p>※省令・告示の改正により対応</p> <p>（配偶者所得の勘案、非課税年金を算定（H28.8～））</p>	<p>施行日：H27年4月1日</p>																				
4 利用者負担（第49条の2）	<p>費用の1割</p>		<p>施行日：H27年8月1日</p>																				
5 施設の食費・居住費の助成（補足給付の支給要件）（第51条の3）	<p>所得に応じて第1～3段階まで軽減</p>		<p>施行日：H27年8月1日</p>																				
6 その他	<p>(1) サ高住への住所特例（第13条）</p> <p>(2) 小規模通所介護の指定・監督権限の市町村への移行（第9条）</p> <p>(3) 居宅介護支援事業者の指定・監督権限の市町村への移行（第79条等）</p>	<p>(1) 有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者住宅への住所特例の適用（その場合、居住地の市町村の地域支援事業の対象とするものとする（第42条の2））</p> <p>(2) 市町村権限</p> <p>小規模通所介護を地域密着型サービスに移行</p> <p>※ 移行対象となる事業者規模等については、省令委任</p> <p>(3) 市町村権限</p>	<p>施行日：</p> <p>(1) H27年4月1日</p> <p>(2) H28年4月1日までに政令で定める日</p> <p>(3) H30年4月1日</p>																				